

(19) 日本国特許庁(JP)

## (12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第5479111号  
(P5479111)

(45) 発行日 平成26年4月23日(2014.4.23)

(24) 登録日 平成26年2月21日(2014.2.21)

(51) Int.Cl.

F 1

GO6F 21/31	(2013.01)	GO6F 21/20	131A
GO6F 21/33	(2013.01)	GO6F 21/20	133
HO4L 9/32	(2006.01)	HO4L 9/00	673A
		HO4L 9/00	673E

請求項の数 3 (全 18 頁)

(21) 出願番号	特願2009-547403 (P2009-547403)
(86) (22) 出願日	平成20年1月23日 (2008.1.23)
(65) 公表番号	特表2010-517176 (P2010-517176A)
(43) 公表日	平成22年5月20日 (2010.5.20)
(86) 國際出願番号	PCT/US2008/051814
(87) 國際公開番号	W02009/029286
(87) 國際公開日	平成21年3月5日 (2009.3.5)
審査請求日	平成22年12月6日 (2010.12.6)
(31) 優先権主張番号	60/886,894
(32) 優先日	平成19年1月26日 (2007.1.26)
(33) 優先権主張国	米国(US)
(31) 優先権主張番号	11/952,890
(32) 優先日	平成19年12月7日 (2007.12.7)
(33) 優先権主張国	米国(US)

(73) 特許権者	500046438 マイクロソフト コーポレーション アメリカ合衆国 ワシントン州 9805 2-6399 レッドmond ワン マイ クロソフト ウェイ
(74) 代理人	100140109 弁理士 小野 新次郎
(74) 代理人	100075270 弁理士 小林 泰
(74) 代理人	100101373 弁理士 竹内 茂雄
(74) 代理人	100118902 弁理士 山本 修
(74) 代理人	100153028 弁理士 上田 忠

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】デジタルID提示の配布および使用的コントロール

## (57) 【特許請求の範囲】

## 【請求項1】

デジタルID表現を使用する方法であって、  
IDトークンを求める要求を依拠当事者から受信するステップと、  
前記デジタルID表現を獲得する第2のデバイスからの要求を第1のデバイスに送信するステップと、  
前記第2のデバイスにおいて、本人についての少なくとも第1の主張を説明するメタデータを含む前記デジタルID表現を受信するステップと、  
前記デジタルID表現を使用する要求を前記第2のデバイスから送信するステップと、  
前記第2のデバイスにおいて、前記デジタルID表現を使用する許可を受信するステップと、  
前記デジタルID表現を使用して、前記IDトークンを要求するステップと、  
前記IDトークンを受信するステップと、  
前記IDトークンを前記依拠当事者に供給するステップと  
を含むことを特徴とする方法。

## 【請求項2】

前記デジタルID表現を使用する前記要求が、前記本人以外の個人によってコントロールされるデバイスに送信されることを特徴とする請求項1に記載の方法。

## 【請求項3】

前記デジタルID表現を使用する前記要求は、前記依拠当事者を識別する情報を含むこ

とを特徴とする請求項\_1に記載の方法。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、「DIR」(デジタルID表現)の配布(分配、distribution)および使用をコントロールするためのシステムに関する。

【背景技術】

【0002】

特にデジタルの文脈において、個人ID情報がどのように配布させられ、使用されるかに対するより大きいコントロールを個人に与えるさらなる取り組みが、行われている。例えば、とりわけ、ワシントン州レッドモンド所在のマイクロソフトコーポレーションが、ときとして、Information Card Selectorと呼ばれるシステムを提案しており、マイクロソフトによるインスタンス化は、一般に、Windows Card Spaceと呼ばれる。Windows Card Spaceシステムにおいて、本人が、ときとして、情報カードと呼ばれる、1つまたは複数のデジタルID表現を獲得する。本人が、本人について行われる主張のセットを要求するリソース(「依拠当事者」)にアクセスしようと試みる場合、本人は、デジタルID表現(以降、「DIR」と呼ばれる)を使用して、それらの主張を表明することができるIDプロバイダとの通信を開始する。一部の事例では、IDプロバイダは、本人によってコントロールされ、本人自らのマシン上で実行されることが可能である。他の事例では、IDプロバイダは、第三者によってコントロールすることが可能である。IDプロバイダは、要求された主張情報を含む「IDトークン」を戻す。

【先行技術文献】

【非特許文献】

【0003】

【非特許文献1】Web Services Security Specifications

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

DIRは、とりわけ、IDトークンを求める依拠当事者要求に応じるという文脈において役立つ。DIRの容易でセキュリティで保護された使用を提供することが、そのような依拠当事者へのアクセスを求める本人に有利である。

【課題を解決するための手段】

【0005】

この概要は、詳細な説明において後段でさらに説明される選定された概念を、簡略化された形態で概説するように与えられる。この概要は、主張される主題の重要な特徴、または不可欠な特徴を特定することは意図しておらず、主張される主題の範囲を確定する助けとして使用されることも意図していない。

【0006】

一態様は、DIRの配布をコントロールするための方法に関する。第1のデバイスが、DIRを求める要求を受信する。第1のデバイスのユーザが、この要求を受け付ける、または拒否するように促される。この要求が受け付けられた場合、DIRが提供される。実施形態において、第1のデバイスのユーザは、DIRが主張を規定するところの本人である。他の実施形態において、第1のデバイスのユーザは、本人ではない。実施形態において、第1のデバイスは、時間認識(sense of time)を有さず、DIRは、第2のデバイスからのDIRを求める要求の中で与えられるタイムスタンプに基づく使用制限を含む。さらなる実施形態において、第1のデバイスは、IDプロバイダを含み、DIRが第2のデバイスに供給されるのに先立って、DIRの中のIDプロバイダに関するアドレスが、第1のデバイスの、外部からアクセス可能なアドレスに変更される。

【0007】

10

20

30

40

50

別の態様は、DIRの使用をコントロールするためのコンピュータプログラム製品に関する。第1のデバイスが、DIRを使用する要求を第2のデバイスから受信する。第1のデバイスのユーザが、この要求を受け付ける、または拒否するように促される。この要求が受け付けられた場合、DIRを使用する許可が、与えられる。この場合も、実施形態において、第1のデバイスのユーザは、DIRが主張を含むところの本人であっても、本人でなくてもよい。

#### 【0008】

さらに別の態様は、DIRを使用するための方法に関する。IDトークンを求める要求が、依拠当事者から受信される。DIRを獲得する要求が、第2のデバイスから第1のデバイスに送信される。デジタルID表現は、本人についての少なくとも第1の主張を記述するメタデータを含み、DIRは、第2のデバイスにおいて受信される。DIRを使用する要求が、第2のデバイスから送信される。第2のデバイスは、DIRを使用する許可を受信し、すると、DIRは、IDトークンを獲得するのに使用される。IDトークンは、依拠当事者に送信される。

10

#### 【図面の簡単な説明】

#### 【0009】

【図1】例示的なDIR配布 - 使用システムを示す図である。

【図2】DIRの配布をコントロールするための例示的な方法を示す図である。

【図3】DIRを供給するための例示的な方法を示す図である。

【図4】DIRの使用をコントロールするための例示的な方法を示す図である。

20

【図5】DIR入手し、使用するための例示的な方法を示す図である。

【図6】DIR入手し、使用するための別の例示的な方法を示す図である。

【図7】汎用コンピューティングデバイスを示す図である。

#### 【発明を実施するための形態】

#### 【0010】

次に、例示的な実施形態を、添付の図面を参照して以下により完全に説明する。全体にわたって同様の符号が、同様の要素を指す。

#### 【0011】

本明細書で開示される例示的な実施形態は、一般に、本人と関係するIDおよび/または情報を認証するのに本人、IDプロバイダ、および依拠当事者の間で交換されることが可能なIDトークンの生成のために通信を開始する際に使用されるDIRを含むIDシステムに関する。本明細書の例示的な実施形態において、本人は、自然人または複数の自然人、コンピュータ、ネットワーク、または他の任意のエンティティであることが可能である。依拠当事者は、本人がアクセスする、さらに/または獲得することを所望する品物、サービス、または他の情報を有する。例示的な実施形態において、依拠当事者は、入る、アクセスする、または使用するのにセキュリティポリシを要求する任意のリソース、特権、またはサービスであることが可能である。例えば、依拠当事者は、コンピュータ、コンピュータネットワーク、データ、データベース、建造物、スタッフ、サービス、会社、組織、物理的ロケーション、電子デバイス、または他の任意のタイプのリソースの1つまたは複数を含むことが可能である。

30

#### 【0012】

次に図1を参照すると、第1のデバイス105、第1のユーザ106、本人110、第2のデバイス111、第3のデバイス117、第3のユーザ118、および依拠当事者120を含む例示的なDIRシステム100が、示されている。第1のデバイス105は、第1のユーザ106によって少なくとも一時的にコントロールされるコンピュータシステムを含む。第2のデバイス111は、本人110によって少なくとも一時的にコントロールされるコンピュータシステムを含む。第3のデバイス117は、第3のユーザ118によって少なくとも一時的にコントロールされるコンピュータシステムを含む。本明細書で説明されるとおり、第1のユーザ106、本人110、および第3のユーザ118は、3つの異なる人々またはエンティティを含むことが可能であり、あるいは、実施形態におい

40

50

て、同一の人々またはエンティティを含むことが可能である。依拠当事者 120 は、コンピュータシステムを含むことも可能である。システム 100 は、ID プロバイダ 115 および ID プロバイダ 107 を含むことも可能であり、プロバイダ 115 およびプロバイダ 107 のそれぞれは、後段でさらに説明され、コンピュータシステムを含む、またはコンピュータシステムの一部であることが可能である。

#### 【0013】

第 1 のデバイス 105、第 2 のデバイス 111、第 3 のデバイス 117、ID プロバイダ 115、および依拠当事者 120 は、インターネットなどの 1 つまたは複数のネットワークを介して、あるいは電話通信、または他の形態の有線通信もしくは無線通信を介して互いに通信することができる。例示的な実施形態において、本人 110 は、第 2 のデバイス 111 を使用して、依拠当事者 120 から品物、サービス、情報、特権、または他のアクセスを要求することができる。依拠当事者 120 は、要求されたアクセスを本人 110 に与える前に、または与えるのに当たって、本人 110 の ID、または本人 110 についての情報の認証を要求することができる。

10

#### 【0014】

やはり図 1 に示されているのが、例示的な ID プロバイダ 115 である。ID プロバイダ 115 は、コンピュータシステムを含む。例示的な実施形態において、ID プロバイダ 115 は、主張トランസフｫーマ 130 および主張権限 140 を含む。主張トランസフｫーマ 130 は、ときとして、「セキュリティトークンサービス」と呼ばれる。図示される実施例において、ID プロバイダ 115 は、本人 110 についての 1 つまたは複数の主張を供給することができる。主張は、場合により、例えば、名前、アドレス、社会保障番号、年齢、信用履歴、取引要件などの、本人についての情報を含む、本人について行われる言明または表明である。後段でさらに説明されるとおり、ID プロバイダ 115 は、デジタル署名された ID トークンの形態で依拠当事者 120 に主張を供給することができる。例示的な実施形態において、ID プロバイダ 115 は、依拠当事者 120 と信頼関係にあり、したがって、依拠当事者 120 は、ID プロバイダ 115 からの署名された ID トークンの中の主張を信頼する。実施形態において、ID プロバイダ 107 は、ID プロバイダ 115 と同一、または同様であることが可能であるが、別個にコントロールされるコンピュータシステムではなく、第 1 のデバイス 105 の一部であることが可能である。

20

#### 【0015】

30

ID プロバイダ 115 の主張トランസフｫーマ 130 と主張権限 140 は、図 1 に別々のエンティティとして示されるものの、代替の実施形態において、主張トランಸフｫーマ 130 と主張権限 140 は、同一のエンティティであることも、異なるエンティティもしくはシステムであることも可能である。ID プロバイダ 115 は、一部の例示的な実施形態においてセキュリティトークンサービスの形態をとることが可能である。同様に、第 1 のデバイス 105、第 2 のデバイス 111、および第 3 のデバイス 117 は、同一のエンティティもしくはシステムであっても、異なるエンティティもしくはシステムであってもよい。

#### 【0016】

40

本明細書で説明されるコンピュータシステムは、限定なしに、パーソナルコンピュータ、サーバコンピュータ、ハンドヘルドデバイスもしくはラップトップデバイス、マイクロプロセッサシステム、マイクロプロセッサベースのシステム、プログラマブル家庭用電子機器、ネットワーク PC、ミニコンピュータ、メインフレームコンピュータ、スマートカード、電話機、移動通信デバイスもしくはセルラー通信デバイス、パーソナルデータアシスタント、以上のシステムもしくはデバイスのいずれかを含む分散コンピューティング環境などを含む。本明細書で説明される一部のコンピュータシステムは、ポータブルコンピューティングデバイスを含むことが可能である。ポータブルコンピューティングデバイスは、ユーザによって物理的に携帯されるように設計された任意のコンピュータシステムである。各コンピュータシステムは、限定なしに、キーボード、マウス、カメラ、Web カメラ、ビデオカメラ、指紋スキャナ、虹彩スキャナ、モニタなどのディスプレイデバイス

50

、マイク、またはスピーカを含む、1つまたは複数の周辺装置を含むことも可能である。「コンピュータシステム」という用語は、本明細書で「デバイス」と互換的に使用される。

#### 【0017】

各コンピュータシステムは、(限定なしに)マイクロソフトコーポレーションからのW I N D O W S オペレーティングシステムなどのオペレーティングシステム、およびコンピュータ可読媒体上に格納された1つまたは複数のプログラムを含む。また、各コンピュータシステムは、ユーザがコンピュータシステムと通信することを可能にするとともに、コンピュータシステムが他のデバイスと通信することも可能にする1つまたは複数の入力通信デバイスおよび出力通信デバイスを含むことも可能である。図1のコンピュータシステム(例えは、第1のデバイス105、第2のデバイス111、第3のデバイス117、I Dプロバイダ115、および依拠当事者120間の通信は、限定なしに、インターネット、ワイドエリアネットワーク、イントラネット、イーサネット、直接配線バス、衛星、赤外線スキャン、B l u e t o o t h、セルラー通信、あるいは他の任意のタイプの有線通信または無線通信を含む、任意のタイプの通信リンクを使用して実施されることが可能である。

#### 【0018】

本明細書で開示される一部の例示的な実施形態において、システム100は、少なくとも部分的に、ワシントン州レッドモンド所在のマイクロソフトコーポレーションによって開発された. N E T 3 . 0 フレームワークにおいて提供されるI n f o r m a t i o n 20 C a r d システムとして実施される。I n f o r m a t i o n C a r d システムは、ユーザが、様々なI D プロバイダからの複数のD I R を管理することを可能にする。第1のデバイス105、第2のデバイス111、および第3のデバイス117のそれぞれが、ワシントン州レッドモンド所在のマイクロソフトコーポレーションからのW i n d o w s C a r d S p a c e などのI D セレクタを含むことが可能である。

#### 【0019】

I n f o r m a t i o n C a r d システムは、. N E T 3 . 0 フレームワークにおけるW i n d o w s C o m m u n i c a t i o n F r a m e w o r k などのW e b サービスプラットフォームを利用する。さらに、I n f o r m a t i o n C a r d システムは、少なくとも一部にはワシントン州レッドモンド所在のマイクロソフトコーポレーションによって広められる非特許文献1を使用して構築される。これらの仕様は、メッセージセキュリティモデル、W S - S e c u r i t y 、エンドポイントポリシ、W S - S e c u r i t y P o l i c y 、メタデータ交換、W S - M e t a d a t a E x c h a n g e 、および信頼モデル、W S - T r u s t を含む。一般に、W S - S e c u r i t y モデルは、I D トークンをメッセージにどのように添付すべきかを説明する。W S - S e c u r i t y P o l i c y モデルは、要求されるI D トークンやサポートされる暗号化アルゴリズムなどのエンドポイントポリシ要件を説明する。そのようなポリシ要件は、W S - M e t a d a t a E x c h a n g e によって定義されるメタデータプロトコルを使用して伝えられ、ネゴシエートされることが可能である。W S - T r u s t モデルは、異なるW e b サービスが相互運用されることを可能にする信頼モデルのためのフレームワークを説明する。本明細書で説明される一部の例示的な実施形態は、前述した非特許文献1を参照する。代替の実施形態では、他の1つまたは複数の仕様を使用して、システム100内の様々なサブシステム間の通信が円滑にされることが可能である。

#### 【0020】

図1を再び参照すると、本人110が、品物、サービス、または他の情報へのアクセスを求める要求を、第2のデバイス111を介して依拠当事者120に送信することができる。例えは、一実施形態では、第2のデバイス111が、オンライン購入を完了するなどの、依拠当事者120において或る操作を実行する要求を、依拠当事者120に送信する。第2のデバイス111によって送信される、この要求は、例えは、W S - M e t a d a t a E x c h a n g e において提供される機構を使用して、依拠当事者120の認証要件 50

を求める要求を含むことが可能である。

#### 【0021】

この要求に応答して、依拠当事者120は、依拠当事者120が、本人のID、または本人110についての他の情報を認証する要件を第2のデバイス111に送信することが可能である。認証を求める依拠当事者120の、これらの要件は、本明細書でセキュリティポリシと呼ばれる。セキュリティポリシは、依拠当事者120が本人110を認証するのに、本人110が依拠当事者120に供給しなければならない、信頼されるIDプロバイダ115もしくはIDプロバイダ117からの主張のセットの最小限の定義を行う。セキュリティポリシは、個人的特徴（年齢などの）、ID、財務状況などに関する証明の要件を含むことが可能である。また、セキュリティポリシは、証明の申し出（例えば、或る特定のIDプロバイダからのデジタル署名）を認証するのに要求される検証および認証のレベルに関する規則を含むことも可能である。

#### 【0022】

一実施例では、依拠当事者120は、依拠当事者120によって要求される主張要件と、IDトークンのタイプの両方を含め、依拠当事者120のセキュリティポリシを、WS-Security Policyを使用して指定する。主張のタイプの例には、限定なしに、以下が含まれる。すなわち、ファーストネーム、ラストネーム、電子メールアドレス、番地、地域名または都市、州または県、郵便番号、国、電話番号、社会保障番号、生年月日、性別、個人識別番号、信用度、財務状況、法的地位などである。

#### 【0023】

また、このセキュリティポリシを使用して、依拠当事者120によって要求されるIDトークンのタイプが指定されることも可能であり、あるいはIDプロバイダによって決定されるとおりのデフォルトのタイプが、使用されることが可能である。要求される主張およびトークンタイプを指定することに加えて、セキュリティポリシは、依拠当事者によって要求される特定のIDプロバイダを指定することができる。代替として、ポリシは、この要素を省略して、適切なIDプロバイダの決定を本人110に任せることもできる。例えば、要求されるセキュリティトークンの鮮度などの、他の要素が、セキュリティポリシの中で指定されることも可能である。

#### 【0024】

一部の実施形態において、本人110は、後段で説明されるとおり、依拠当事者120が、第2のデバイス111に自らの身元を明らかにして、本人110が、依拠当事者120のセキュリティポリシを満たすか否かを判定することができるようになります。これにより、依拠当事者120は、X509証明書を使用して自らの身元を明らかにする。他の実施形態において、依拠当事者120は、例えば、「SSL」(Secure Sockets Layer)サーバ証明書などの他の機構を使用して、自らの身元を明らかにすることができる。

#### 【0025】

第2のデバイス111は、本人110に関する1つまたは複数のDIR112を含むことが可能である。これらのDIR112（ワシントン州レッドモンド所在のマイクロソフトコーポレーションによって開発された.NET3.0フレームワークにおいて提供されるWindows CardSpaceシステムにおいて、ときとして、「Information Card」と呼ばれる）は、本人110と、IDプロバイダ115などの或る特定のIDプロバイダとの間のトークン発行関係を表す人工物（artifact）である。各DIRは、或る特定のIDプロバイダに対応することが可能であり、さらに本人110は、同一のIDプロバイダ、または異なるIDプロバイダからの複数のDIR112を有することが可能である。

#### 【0026】

DIR112は、他の情報も含むが、とりわけ、発行されることが可能なトークンのタイプ、IDプロバイダが権限を有する主張タイプ、および/またはIDトークンを要求する場合に認証のために使用すべき資格証明を含め、IDトークンに関するIDプロバイダ

10

20

30

40

50

の発行ポリシを含むことが可能である。D I R 1 1 2 は、I D プロバイダ 1 1 5 またはD I R 生成システムによって発行され、第2のデバイス 1 1 1 、第1のデバイス 1 0 5 、および / または第3のデバイス 1 1 7 などの記憶装置上に格納されるX M L 文書として表されることが可能である。図1の様々なデバイスの中に表されるD I R 1 1 2 は、本明細書でさらに説明されるとおり、同一のD I R の異なるコピーであること、異なるD I R であること、あるいは同一の主張を有するが、異なるデバイスにおいて使用されるように適合されたD I R であることが可能である。

#### 【 0 0 2 7 】

説明されるとおり、第2のデバイス 1 1 1 は、I D セレクタを含むことも可能である。一般に、I D セレクタは、本人 1 1 0 が、第2のデバイス 1 1 1 上で本人 1 1 0 の1つまたは複数のD I R 1 1 2 の間で選択を行うことを許すコンピュータプログラムおよびユーザインターフェースである。D I R 1 1 2 は、次にI D プロバイダ 1 1 5 などの1つまたは複数のI D プロバイダからI D トークンを要求し、獲得するのに使用されることが可能である。例えば、依拠当事者 1 2 0 からのセキュリティポリシが、第2のデバイス 1 1 1 によって受信された場合、I D セレクタは、D I R 1 1 2 の中の情報を使用して、このセキュリティポリシによって要求される主張の1つまたは複数を満たす1つまたは複数のD I R 1 1 2 を識別するようにプログラミングされることが可能である。本人 1 1 0 が、依拠当事者 1 2 0 からセキュリティポリシを受信すると、本人 1 1 0 は、1つまたは複数のI D プロバイダと通信して（例えば、第2のデバイス 1 1 1 を使用して）、このポリシによって要求される主張を収集することができる。

#### 【 0 0 2 8 】

例示的な実施形態において、本人が、第2のデバイス 1 1 1 上の適切なD I R にアクセスした場合、本人 1 1 0 は、このD I R 1 1 2 を使用して、W S - T r u s t において説明される発行機構を使用するI D プロバイダ 1 1 5 から1つまたは複数のI D トークンを要求する。依拠当事者 1 2 0 のI D は、本人 1 1 0 によってI D プロバイダ 1 1 5 に送信される要求の中で指定されることが可能であるが、指定されなくてもよい。この要求は、ディスプレイトークンを求める要求などの、他の要件も含むことが可能である。

#### 【 0 0 2 9 】

一般に、I D プロバイダ 1 1 5 の主張権限 1 4 0 は、依拠当事者 1 2 0 からのセキュリティポリシによって要求される主張の1つまたは複数を供給することができる。I D プロバイダ 1 1 5 の主張トランスフォーマ 1 3 0 は、これらの主張を変形し、さらに本人 1 1 0 と関係する主張を含む1つまたは複数の署名されたI D トークン 1 5 0 を生成するようにプログラミングされる。

#### 【 0 0 3 0 】

本人 1 1 0 は、依拠当事者 1 2 0 からの要件に基づいて、I D プロバイダ 1 1 5 への本人 1 1 0 の要求の中で或るフォーマットのI D トークンを要求することができる。主張トランスフォーマ 1 3 0 は、限定なしに、X 5 0 9 、ケルベロス、S A M L (バージョン1.0および2.0)、「S X I P」(S i m p l e e X t e n s i b l e I d e n t i t y P r o t o c o l )などを含む複数のフォーマットの1つでI D トークンを生成するようにプログラミングされることが可能である。そのような要件は、D I R の中に含められることが可能である。

#### 【 0 0 3 1 】

例示的な実施形態において、主張トランスフォーマ 1 3 0 は、W S - T r u s t において説明される応答機構を使用して、I D トークン 1 5 0 を本人 1 1 0 に転送する。一実施形態では、主張トランスフォーマ 1 3 0 は、セキュリティトークンサービス（ときとして、「S T S」と呼ばれる）を含む。或る例示的な実施形態では、本人 1 1 0 は、W S - S e c u r i t y の中で説明されるセキュリティ結合機構を使用してI D トークン 1 5 0 をアプリケーションメッセージに結合することによって、I D トークン 1 5 0 を依拠当事者 1 2 0 に転送する。他の実施形態では、I D トークン 1 5 0 は、I D プロバイダ 1 1 5 から依拠当事者 1 2 0 に直接に送信されることが可能である。

10

20

30

40

50

**【0032】**

依拠当事者120が、IDトークン150を受信すると、依拠当事者120は、署名されたIDトークン150の出所を検証する（例えば、IDトークン150を復号すること、または解読することによって）ことができる。また、依拠当事者120は、依拠当事者120のセキュリティポリシを満たすようにIDトークン150の中の主張を利用して、本人110を認証し、要求される操作を本人110が完了することを許すことができる。

**【0033】**

しかし、実施形態において、第2のデバイス111は、ローカルストレージの中に、依拠当事者120のセキュリティポリシによって要求される主張を参照する適切なDIR112を有さない。例えば、時々、本人110は、公共アクセス可能である第2のデバイス111（例えば、公共図書館、空港キオスク、保護されていないコンピュータ端末装置など）を使用して、依拠当事者120にアクセスしよう、または依拠当事者120において操作を実行しようと試みることが可能である。この事例において、本人110は、第1のデバイス105または第3のデバイス117などの別のデバイス上に格納されたDIR112を使用することを所望する可能性がある。次に、そのような遠隔で格納されたDIR112の使用が、より詳細に説明される。

10

**【0034】**

時々、本人110は、依拠当事者120などの依拠当事者にアクセスしようと試みるのに本人110が使用するデバイスとは異なるデバイスを使用して、DIR112を格納することが可能である。例えば、本人110は、セルラー電話機などの移動デバイスを使用して、DIR112を格納することが可能であるが、依拠当事者と対話するのに、「PC」（パーソナルコンピュータ）などの、より豊かなユーザインタフェースを有するデバイスを使用することを所望する可能性がある。実施形態において、本人110は、依拠当事者120にアクセスする際に使用するために、DIR112が第1のデバイス105から第2のデバイス111に供給されることを要求する。第1のユーザ106は、第2のデバイス111へのDIR112の解放を承認するように促され、さらに、実施形態において、要求されたDIR112は、そのような承認が受け取られるまで、第2のデバイス111に送信されない。他の実施形態では、DIR112は、第3のデバイス117上に格納されるが、第3のデバイス117が、DIR112を第2のデバイス111に解放するのに先立って、第2のデバイス111へのDIR112の解放の、第1のユーザ106からの承認が、要求される。

20

**【0035】**

実施形態において、第1のユーザ106と本人110は、同一の個人である。例えば、移動電話機上にDIR112を格納し、DIR112が存在していない第2のデバイス111（例えば、PC）においてDIRを使用することを所望する本人110が、（a）第2のデバイス111上でDIR112を要求すること、および（b）第1のデバイス105（例えば、本人の移動電話機）から第2のデバイス111へのDIR112の解放を承認することともに行うことが可能である。他の実施形態では、第2のデバイス111へのDIRの解放は、本人110と同一ではない第1のユーザ106および/または第3のユーザ118によって承認されなければならない。

30

**【0036】**

実施形態において、第1のデバイス105上に格納されたDIR112は、第1のデバイス105上のサービスであることが可能なIDプロバイダ107をポイントする内部アドレスを含む。例えば、DIR112が、第1のデバイス105によって「自己発行」された（例えば、第1のデバイスが、DIR112を作成しており、さらにDIR112の使用によって作成されたIDトークンを発行する）場合、このDIR112は、IDプロバイダ107への内部ポインタを含む。このことは、IDプロバイダ115などの第三者IDプロバイダのアドレスを含む「管理されたDIR」と対照的である。IDプロバイダ107は、IDプロバイダ115に関連して説明された主張トランスマおよび主張権限を含むことが可能である。

40

50

## 【0037】

第1のデバイス105によって「自己発行」されたDIR112の事例において、第2のデバイス111が、第1のデバイス105からDIR112を要求した場合、第1のデバイスは、IDプロバイダ107のアドレスを内部アドレスから、外部からアクセス可能なアドレスに変更する。このことは、第2のデバイス111が、DIR112を使用してIDトークン150を獲得しようと最終的に試みた場合に、IDプロバイダ107を見出すことを許す。例えば、第2のデバイス111からのDIR112を求める要求が、B1 ue to oot h通信を介して行われた場合、IDプロバイダ107のアドレスは、B1 ue to oot h識別子に変更されることが可能である。第2のデバイスと第1のデバイスの間の接続が、GPRSを介して行われる場合、IDプロバイダ107の電話番号が、DIR112の中に挿入されることが可能である。同様に、IPアドレスとポート番号、URLパス名、または他のいくつものアドレス指定機構が、第1のデバイス105と第2のデバイス111の間の利用可能な通信スタックに応じて、使用されることが可能である。同様に、自己発行されたDIR112が、第3のデバイス117からアクセスされる場合、第3のデバイス117は、同様の変更を行って、第3のデバイス117の中に含まれるIDプロバイダの外部からアクセス可能なアドレスをもたらすことができる。10

## 【0038】

実施形態において、DIR112は、使用制限を含むことが可能である。例えば、DIR112は、DIR112が解放される（第2のデバイス111などに）と、DIR112は、1回だけ、または「以後10分」以内だけ使用されることが可能であるという命令を含むようにプログラミングされることが可能である。説明されるとおり、時々、本人110は、セキュリティで保護されていない第2のデバイス111（例えば、公共図書館、キオスクなど）を介して依拠当事者120と対話していることが可能である。したがって、実施形態は、DIR112の許可のない使用を別の仕方で防止すること（例えば、パスワード保護など）が可能であるものの、使用制限は、本人110が第2のデバイス111をもはやコントロールしなくなった後に、許可のない使用からの別の層の保護をもたらす。20

## 【0039】

実施形態において、第1のデバイス105と第3のデバイス117は、互いと比べて、さらに第2のデバイス111と比べて、異なる計算能力を有することが可能である。例えば、第1のデバイス105と第3のデバイス117のいずれか、または両方が、内部クロック、または他の独立した時間認識を欠いている可能性がある。このことは、第1のデバイス105または第3のデバイス117が、DIR112を第2のデバイス111に解放するのに先立って、ユーザ制限をDIR112の中に符号化することを困難にする。実施形態において、第2のデバイス111は、DIR112を求めるデバイス111の要求の中に、第2のデバイス111のタイミング機構に基づくタイムスタンプを含める。独自のタイミング機構が無い状態で、第1のデバイス105または第3のデバイス117は、第2のデバイス111からの要求の中のタイムスタンプに依拠して、第2のデバイス111にDIR112を解放するのに先立って、DIR112の中に任意の時間ベースの使用制限を符号化することができる。例えば、DIR112が、第2のデバイス111にダウンロードされた後、10分間だけ使用可能であるという制限を、DIR112が要求する、または本人110が要求する場合、第1のデバイス105は、第2のデバイス111からの要求中のタイムスタンプを使用して現在時刻を決定し、この時刻に10分を加え、第2のデバイス111に送信されるDIR112のコピーの中に適切な有効期限時刻を設定する。3040

## 【0040】

図2は、DIRの配布をコントロールするための方法200の実施形態を示す。方法200は、本人が、或る依拠当事者にアクセスしようと試みることに応答して、あるいはDIRを使用しようとする試みの特定の文脈以外で、行われることが可能である。ステップ210で、DIRを入手する要求が、第2のデバイスから第1のデバイスにおいて受信さ50

れる。第1のデバイスのユーザが、D I Rを求める、この要求を受け付ける、または拒否するように促される(220)。実施形態において、第1のデバイスのユーザは、第1のデバイスのユーザインタフェースを介して促される。第1のデバイスのユーザは、D I Rを求める、この要求を受け付ける、または拒否することを許されるのに先立って、ユーザ自身を認証するよう求められることが可能である。認証方法は、パスワード、生体認証、スマートカードなどを含め、様々な認証プロトコルのいずれかを含むことが可能である。

#### 【0041】

ステップ230で、第1のデバイスのユーザが、この要求が受け付けられたかどうかを第1のデバイスに示す。受け付けの表示は、プロンプトに応答した第1のデバイスにおけるキーボード入力を含め、様々な仕方で行われることが可能である。D I Rを求める要求が、受け付けられない場合、要求が拒否されたというメッセージが、送信される(240)。例えば、第1のデバイスのユーザが、この要求を拒否した場合、または要求がタイムアウトした場合、第1のデバイスは、第2のデバイスが第2のデバイスのユーザに表示することができるメッセージを送信することが可能である。説明されるとおり、第1のデバイスのユーザは、第2のデバイスのユーザと同一であっても、異なっていてもよい。D I Rを求める要求が受け付けられた場合、要求されたD I Rが、供給される(250)。

#### 【0042】

図3は、供給ステップ250を一部の実施形態において含む方法300を示す。ステップ310で、要求されたD I Rが、第1のデバイス上にローカルで格納されているかどうかの判定が、行われる。格納されていない場合、第3のデバイスが、要求されたD I Rを供給するように命令される(320)。この実施形態において、第3のデバイスは、この図3の残りのステップのいずれか、またはすべてを実行することができる。

#### 【0043】

ステップ330で、D I Rが、ローカルで格納されている場合、要求されたD I Rの中に含まれるI Dプロバイダアドレスが、ローカルサービスまたはローカルプロセスをポイントするかどうかの判定が、行われる。ポイントする場合、供給されるべきD I Rのコピーの中のI Dプロバイダアドレスが、外部からアクセス可能なアドレスに変更される(340)。図1に関連して説明されるとおり、外部からアクセス可能なI Dプロバイダアドレスの選択は、D I Rを要求するのに使用される通信スタックのタイプに依存することができる。例えば、第2のデバイスが、インターネット接続を使用して、第1のデバイスからD I Rを要求した場合、第1のデバイスにローカルのI Dプロバイダのアドレスは、第2のデバイスによってアクセス可能なU R Lアドレスに変更されることが可能である。

#### 【0044】

ステップ350で、時間ベースの使用制限がD I Rの中に含められるべきかどうかの判定が、行われる。実施形態において、D I Rは、別のデバイスに転送される場合、D I Rのそのコピーの使用が制限されなければならない(例えば、「10分間有効」、「1回限りの使用」など)という命令を含む。他の実施形態では、第2のデバイスにおける本人が、D I Rを求める本人の要求の中に使用制限を含めることができる。例えば、公共コンピュータを使用して依拠当事者にアクセスしている本人が、本人の移動電話機からD I Rが公共コンピュータにダウンロードされるように要求することが可能である。しかし、本人は、D I Rが、10分間だけ有効であることを要求することもでき、このことは、本人が、依拠当事者において或る操作を完了することを可能にするが、D I Rは、その公共コンピュータに後にログインする誰かによって使用可能ではない。第1のデバイスが、D I Rの中に使用制限を含める場合、第1のデバイスは、第2のデバイスが、この使用制限を順守することを信用して頼りにする。例えば、第2のデバイスにおける「I Dセレクタ」または他のユーザインタフェースが、使用制限に従って有効期限が切れていない、またはそれ以外で使用不可になっていないカードだけをユーザに提示するようにプログラミングされることが可能である。

#### 【0045】

10

20

30

40

50

時間ベースの使用制限が、第2のデバイスに供給されるDIRコピーの中に含められるべき場合、このDIRを供給するデバイスは、内部クロックを使用して、使用制限をプログラミングすることが可能である。図3に示される実施形態において、デバイス（例えば、第1のデバイス）は、内部タイミング機構を欠いており、前述した仕方で第2のデバイスの要求の中のタイムスタンプに基づいて使用制限を設定する（360）。

#### 【0046】

ステップ370で、要求されるDIRを裏付けるデータを含めるかどうかの決定が、行われる。裏付けデータを含めるかどうかは、本人からの要求に基づいて、またはそれ以外で決定されることが可能である。裏付けデータには、依拠当事者によって要求される主張を含む実際のデータが含まれる。例えば、DIRは、或る特定の依拠当事者に関するIDトークンの中に含められることが要求される主張のタイプ（例えば、社会保障番号、電話番号などに関するフィールド）をリストアップするメタデータを含むことが可能である。裏付けデータは、DIRを受信したことに応答して、IDプロバイダによってIDトークンの中に符号化される実際の社会保障番号、電話番号などを含む。

10

#### 【0047】

通常、裏付けデータは、裏付けデータがセンシティブな個人情報であるため、DIRと一緒に供給されず、DIRを使用して、IDプロバイダからのセキュリティで保護されたIDトークンの中で利用可能な裏付けデータが表される。このことは、裏付けデータが不需要に格納される、または転送されることを防ぐ。しかし、実施形態において、第1のデバイスは、IDトークンを生成する、または暗号化する計算能力を欠いている可能性があり、さらに本人が、IDプロバイダ（必要なIDトークンのプロバイダ）の役割をすることができる第2のデバイスに、DIRと、DIRの裏付けデータの両方を転送することを所望する可能性がある。

20

#### 【0048】

裏付けデータが、DIRと一緒に付けられるべきでない場合、DIRが、供給される（380）。実施形態において、ステップ380は、第1のデバイスから第2のデバイスにDIRを送信することを含む。他の実施形態では、ステップ380は、第2のデバイスにDIRを送信するよう第3のデバイスに指示すること、または第2のデバイスに、第3のデバイス上に格納されたDIRへのポインタまたは参照を供給することを含む。裏付けデータがDIRと一緒に付けられるべき場合、DIRと裏付けデータが、同様に供給される（390）。

30

#### 【0049】

図4は、DIRの使用をコントロールする方法400を示す。ステップ410で、DIRを使用する要求が、受信される。実施形態において、第1のデバイスのユーザが、DIRを使用する要求を受信する。第1のデバイスのユーザは、この要求を行うデバイスのユーザと異なっていても、同一であってもよい。例えば、或る子供が、或る依拠当事者において特定の操作を実行するのにDIRを使用する許可を、親から得ることを要求される可能性がある。DIRを使用する要求は、本人によってコントロールされるデバイスからであること、またはIDトークンを獲得しようと試みてDIRを受信したIDプロバイダからであることが可能である。

40

#### 【0050】

DIRは、IDプロバイダにDIRを送信しようと試みているデバイスがまず、或る特定の個人、または或る特定のデバイスから許可を得ることを要求するようにプログラミングされることが可能である。例えば、本人によって、依拠当事者と対話するのに使用されているデバイスが、或るIDプロバイダにDIRを送信するのに先立って、そのDIRを使用する許可を求めるよう要求されることが可能である。また、DIRは、DIRを受信するIDプロバイダに、そのDIRを使用する許可が、或る特定の個人、または或る特定のデバイスから得られてからでないと、IDプロバイダは、要求するデバイスにIDトークンを供給することを許可されないと通知するようにプログラミングされることも可能である。許可を求める要求は、許可を与える（パスワードを介して、生体認証を介して、ま

50

たはそれ以外で) ように目標に定められたユーザをまず、認証することを含むことが可能であり、あるいは誰であれ、許可を求める要求が送信されるデバイスを、その時点でコントロールしている人からの承認の表示だけしか要求しないことも可能である。

#### 【0051】

実施形態において、D I R を使用する ( I D トークンを獲得するように) 要求を受信するデバイスのユーザが、D I R の意図される使用と関係する情報を要求することが可能である ( 420 )。例えば、D I R を使用する要求を承認するように求められるユーザは、本人によって或る操作を実行することが試みられている依拠当事者の名前、その要求される操作が何であるか、ならびにその操作と関係する他の情報を知ることを所望する可能性がある。ステップ 430 で、D I R の意図される使用と関係する情報が、受信される。排他的でない例として、この情報には、オンライン商店主の名前 ( 依拠当事者 ) 、試みられる購入 ( 操作 ) 、および意図される取引の価格 / 費用 ( 操作固有のパラメータ ) が含まれることが可能である。また、この情報には、D I R の説明的な名前 ( 例えば、「M o m ' s V i s a C a r d 」 ) が含まれることも可能である。この情報は、ユーザが、その要求を受け付けるかどうかを決定する ( 440 ) のを助けることが可能である。受け付けない場合、その要求を拒否するメッセージが、供給される ( 445 )。受け付ける場合、そのD I R を使用する許可が、供給される ( 450 )。ステップ 445 における要求の拒否、またはステップ 450 における要求の許可は、要求するデバイスに、または I D プロバイダに ( 直接に、または要求するデバイスを介して ) 供給されることが可能である。

#### 【0052】

図 5 は、D I R を獲得して、使用するための方法 500 を示す。この実施形態において、方法は、依拠当事者にアクセスする要求から始まる ( 510 )。アクセスする要求は、依拠当事者のセキュリティで保護された領域 ( セキュリティで保護された W e b ページなどの ) に入る要求、または依拠当事者において或る特定の操作を実行する要求であることが可能である。ステップ 520 で、I D トークンを求める要求が、受信される。例えば、依拠当事者は、依拠当事者へのアクセスを要求したデバイスに、最小の主張セットを含む I D トークンを求める要求を含む、依拠当事者に関するセキュリティポリシで応答することが可能である。

#### 【0053】

ステップ 530 で、D I R を求める要求が、行われる。D I R を求める要求は、実施形態において、或る特定の D I R を求める要求、または依拠当事者のセキュリティポリシによって要求される最小の主張セットを満たす D I R を求める要求であることが可能である。この D I R が、ステップ 540 で受信され、この D I R を使用する要求が、ステップ 550 で送信される。ステップ 550 における、この D I R を使用する要求は、この D I R を獲得する要求とは異なるデバイスもしくはエンティティに対して行われることが可能である。例えば、本人が、本人の移動電話機上に D I R を格納し、或る D I R が、使用のために公共 P C にダウンロードされることを要求することが可能である。しかし、この D I R は、この D I R が、I D トークンを獲得するのに使用されることが可能であるのに先立って、別のデバイスの別の個人もしくはユーザの許可を要求するようにプログラミングされることが可能である。

#### 【0054】

ステップ 560 で、この D I R を使用する許可が、受信される。図 5 に示される実施形態では、この D I R を使用する許可は、D I R が、ステップ 570 で I D プロバイダに送信されるのに先立って、受信される ( 560 )。他の実施形態では、D I R は、I D プロバイダに送信され、I D プロバイダは、I D トークンを供給するのに先立って、この D I R を使用する許可を要求し、受信する。ステップ 580 で、I D トークンが、依拠当事者に供給される。実施形態において、I D トークンは、I D プロバイダによって依拠当事者に直接に供給される。他の実施形態では、I D トークンは、依拠当事者へのアクセスを要求するデバイスに供給され、このデバイスが、その I D トークンを依拠当事者に転送する。さらに、本明細書で使用される「 I D トークンを供給する」には、依拠当事者が、I D

10

20

30

40

50

プロバイダまたは他のデバイスから I D トークンを得るのに使用することができる、 I D トークンへのポインタまたは参照を供給することが含まれる。実施形態において、 I D プロバイダと依拠当事者の間の通信パスは、要求するデバイス経由で依拠当事者に至るパスと比べて、より信頼できる、またはより堅牢であることが可能である。

#### 【 0 0 5 5 】

さらに、実施形態において、 D I R を獲得する要求と D I R を使用する要求は、単一のデバイスに対して同時に行われてもよい。例えば、本人が、依拠当事者へのアクセスを得ることを求め、或る D I R を獲得して、使用する要求を第 1 のデバイスに送信した場合、第 1 のデバイスは、その D I R を獲得する要求、およびその D I R を使用する要求が受け付けられたかどうかをユーザに指示することができる。受け付けられ、さらにその D I R が、自己発行される場合、第 1 のデバイスは、本人によって使用されているデバイスに、依拠当事者のセキュリティポリシを満たす I D トークンで応答することができる。他の実施形態では、このことは、その D I R を開放するかどうかの決定に対する、その D I R が、 I D トークンを獲得するのに使用されることが可能であるかどうかの決定に、異なるユーザ、または異なるデバイスが関与するため、該当しない。

10

#### 【 0 0 5 6 】

ステップ 5 9 0 で、依拠当事者へのアクセスが、獲得される。例えば、依拠当事者のセキュリティポリシを満たす或る I D トークンが、ステップ 5 8 0 で供給された場合、本人は、依拠当事者において、要求される操作を実行することを許される。

#### 【 0 0 5 7 】

20

図 6 は、 D I R が、或る特定の文脈において獲得されて、使用される方法 6 0 0 の実施形態を示す。ステップ 6 1 0 で、本人が、 P C から、依拠当事者 W e b サイトにおける支払いサイトへのアクセスを要求する。ステップ 6 2 0 で、依拠当事者が、本人と関係する最小主張セットを有する I D トークンを要求する。本人は、 P C を使用して、本人が、本人の移動デバイス上に格納している、この依拠当事者のための D I R を要求する ( 6 3 0 ) 。本人は、本人の移動デバイス上で、この D I R を求める要求に関して指示され ( 6 4 0 ) 、本人は、この要求を受け付ける。すると、本人の移動デバイスは、本人によって、その時点で使用されている P C に、要求された D I R を送信する ( 6 5 0 ) 。

#### 【 0 0 5 8 】

ステップ 6 5 5 で、 P C は、その D I R を、その D I R の中に指定された I D プロバイダに送信する。この例示的な実施形態において、 I D プロバイダは、第三者 I D プロバイダであり、 D I R は、「管理された D I R 」である。 I D プロバイダは、 I D トークンを獲得するのに、その D I R を使用する許可の証明を本人から要求する ( 6 6 0 ) 。 P C は、使用する許可の証明を求める要求を、その D I R の中に指定された第三者デバイスに転送する ( 6 6 5 ) 。この例示的な実施形態では、本人は、ティーンエージャであり、 D I R は、本人の母親のセルラー電話機上で母親からの許可を求めるよう I D プロバイダに指示する。本人の母親は、母親のセルラー電話機を使用して、その D I R の意図される使用に関するさらなる情報を要求する ( 6 7 0 ) 。

30

#### 【 0 0 5 9 】

ステップ 6 7 5 で、 P C は、要求された情報を、本人の母親によってコントロールされる第三者デバイスに供給する。この実施例では、 P C は、依拠当事者の名前、予期される操作（例えば、品物の代金の支払い）、操作固有のパラメータ（例えば、品物の価格）を提供する。ステップ 6 8 0 で、本人の母親が、母親のセル電話機を使用して、その D I R を使用する要求を受け付け、さらにその趣旨のメッセージを、 P C を介して I D プロバイダに送信する。すると、 I D プロバイダは、依拠当事者に I D トークンを供給し ( 6 8 5 ) 、さらに本人が、依拠当事者において、要求される操作を完了することを許される ( 6 9 0 ) 。

40

#### 【 0 0 6 0 】

図 7 は、本明細書で説明される実施形態を実施するのに使用されることが可能な汎用コンピューティングデバイス 7 0 0 ( 本明細書でデバイス、コンピュータ、またはコンピュ

50

ータシステムとも呼ばれる)を示す。コンピューティングデバイス700は、コンピューティング環境の一例に過ぎず、コンピュータアーキテクチャおよびネットワークアーキテクチャの用法または機能の範囲について何ら限定を示唆することも意図していない。また、コンピューティングデバイス700が、例示的なコンピューティングデバイス700に示される構成要素のいずれの1つ、または組み合わせと関係する依存関係または要件を有すると解釈されるべきでもない。実施形態において、コンピューティングデバイス700は、図1に関連して前述したとおり、例えば、第1のデバイス105として、第2のデバイス111として、第3のデバイス117として、IDプロバイダ115として、または依拠当事者120として使用されることが可能である。

## 【0061】

10

最も基本的な構成において、コンピューティングデバイス700は、通常、少なくとも1つの処理装置702、およびメモリ704を含む。コンピューティングデバイスの厳密な構成およびタイプに応じて、メモリ704は、揮発性(RAMなどの)、不揮発性(ROM、フラッシュメモリなどの)、またはこの2つの何らかの組み合わせであることが可能である。この最も基本的な構成が、図7に破線706で示される。システムメモリ704は、コンピューティングデバイス700上で実行されているアプリケーションを格納する。アプリケーションに加えて、メモリ704は、図1~図6に関連して説明されるとおり、DIR使用要求710および/またはDIR入手要求711などの、コンピューティングデバイス700によって実行されている、動作中に使用されている情報を格納することもできる。

## 【0062】

20

さらに、コンピューティングデバイス700は、さらなるフィーチャ/機能を有することも可能である。例えば、コンピューティングデバイス700は、磁気ディスクもしくは磁気テープ、または光ディスクまたは光テープを含むが、以上には限定されない追加のストレージ708(リムーバブルなストレージおよび/またはリムーバブルでないストレージ)を含むことも可能である。そのような追加のストレージが、図7にストレージ708によって示される。コンピュータ記憶媒体には、コンピュータ可読命令、データ構造、プログラムモジュール、または他のデータなどの情報を格納するために任意の方法、または任意の技術で実施された揮発性媒体および不揮発性媒体、リムーバブルな媒体およびリムーバブルでない媒体が含まれる。メモリ704およびストレージ708が、コンピュータ記憶媒体の例である。コンピュータ記憶媒体には、RAM、ROM、EEPROM、フラッシュメモリまたは他のメモリ技術、CD-ROM、DVD(デジタルバーサタイルディスク)または他の光ストレージ、磁気カセット、磁気テープ、磁気ディスクストレージまたは他の磁気記憶装置、あるいは所望される情報を格納するのに使用されることが可能であり、コンピューティングデバイス700によってアクセスされることが可能な他の任意の媒体が含まれるが、以上には限定されない。任意のそのようなコンピュータ記憶媒体が、コンピューティングデバイス700の一部であることが可能である。

## 【0063】

30

当業者には認識されるとおり、ストレージ708は、様々な情報を格納することができる。他のタイプの情報もあるなかで、とりわけ、ストレージ708は、デジタルID表現730またはIDトークン745を格納することができる。

## 【0064】

40

また、コンピューティングデバイス700は、システムが、他のデバイスと通信することを可能にする通信接続712を含むことも可能である。通信接続712は、通信媒体の例である。通信媒体は、通常、搬送波などの変調されたデータ信号、または他のトランスポート機構で、コンピュータ可読命令、データ構造、プログラムモジュール、または他のデータを実体化し、あらゆる情報配信媒体を含む。「変調されたデータ信号」という用語は、信号内に情報を符号化するように特性の1つまたは複数が設定または変更された信号を意味する。例として、限定としてではなく、通信媒体には、有線ネットワークまたは直接有線接続などの有線媒体、ならびに音響媒体、RF媒体、赤外線媒体、およびその他の

50

無線媒体などの無線媒体が含まれる。本明細書で使用されるコンピュータ可読媒体という用語には、記憶媒体と通信媒体がともに含まれる。

【 0 0 6 5 】

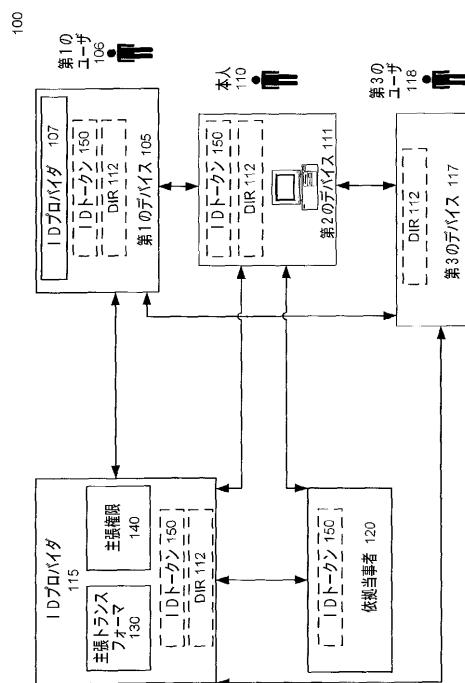
コンピューティングデバイス 700 は、キーボード、マウス、ペン、音声入力デバイス、タッチ入力デバイスなどの入力デバイス 714 を有することも可能である。また、ディスプレイ、スピーカ、プリンタなどの出力デバイス 716 が、含まれることも可能である。これらすべてのデバイスは、当技術分野でよく知られており、本明細書で詳細に説明される必要はない。

【 0 0 6 6 】

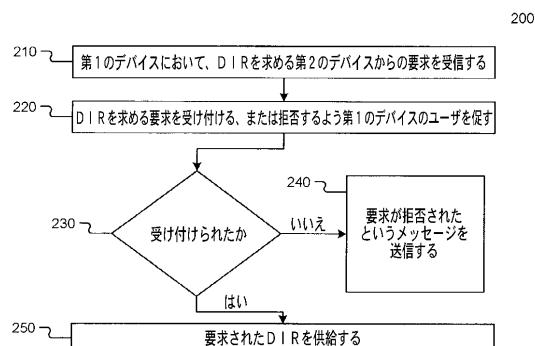
前述した様々な実施形態は、単に例として与えられ、限定するものと解釈されるべきではない。本開示、または添付の特許請求の範囲の真の趣旨および範囲を逸脱することなく、前述した実施形態に行われることが可能である様々な変形および変更が、当業者には容易に認識されよう。

10

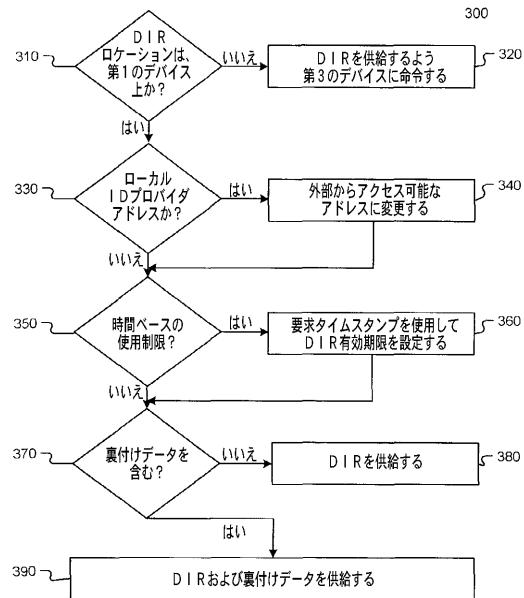
【 図 1 】



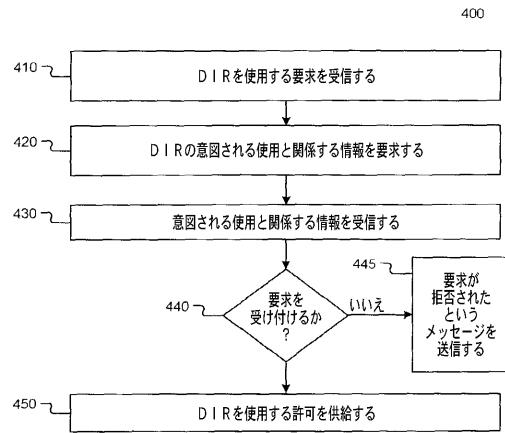
【 図 2 】



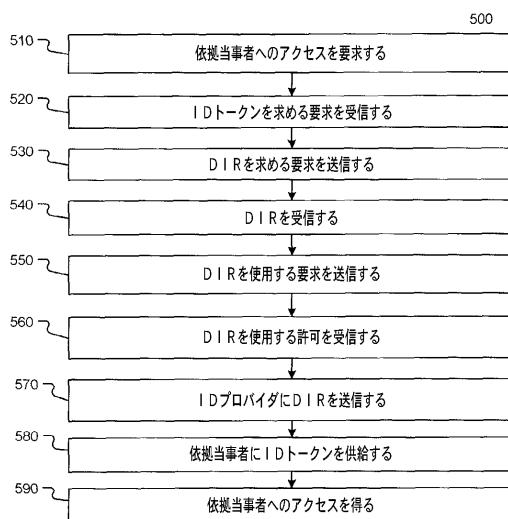
【図3】



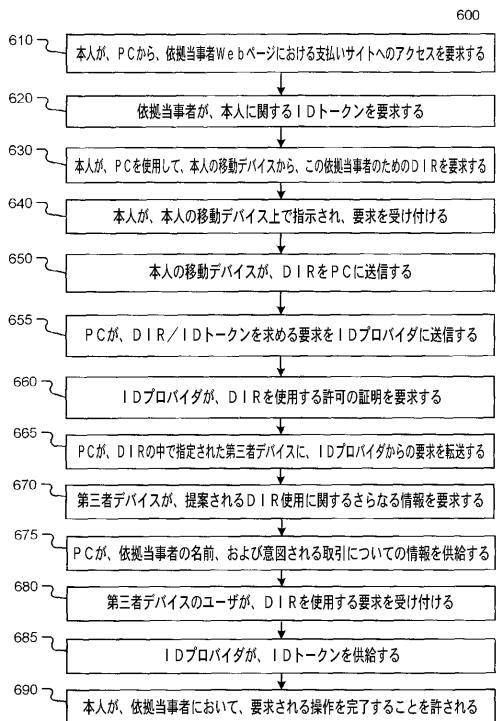
【図4】



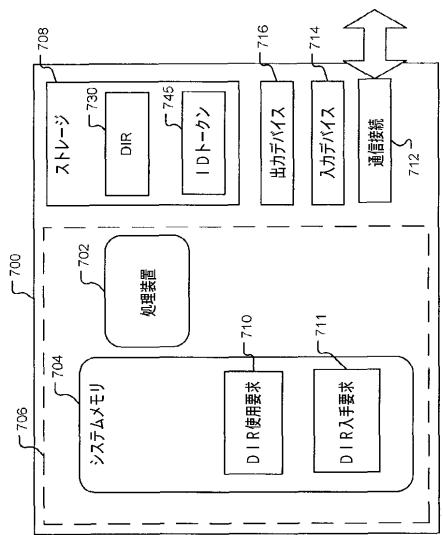
【図5】



【図6】



【図7】



---

フロントページの続き

(74)代理人 100120112  
弁理士 中西 基晴  
(74)代理人 100147991  
弁理士 鳥居 健一  
(74)代理人 100119781  
弁理士 中村 彰吾  
(74)代理人 100162846  
弁理士 大牧 綾子  
(74)代理人 100173565  
弁理士 末松 亮太  
(74)代理人 100138759  
弁理士 大房 直樹  
(74)代理人 100091063  
弁理士 田中 英夫  
(72)発明者 ジョン シュウチュク  
アメリカ合衆国 98052 ワシントン州 レッドモンド ワン マイクロソフト ウェイ マイクロソフト コーポレーション インターナショナル パテンツ内  
(72)発明者 キム キャメロン  
アメリカ合衆国 98052 ワシントン州 レッドモンド ワン マイクロソフト ウェイ マイクロソフト コーポレーション インターナショナル パテンツ内  
(72)発明者 アラン ナンダ  
アメリカ合衆国 98052 ワシントン州 レッドモンド ワン マイクロソフト ウェイ マイクロソフト コーポレーション インターナショナル パテンツ内  
(72)発明者 ジャオ ジー  
アメリカ合衆国 98052 ワシントン州 レッドモンド ワン マイクロソフト ウェイ マイクロソフト コーポレーション インターナショナル パテンツ内

審査官 平井 誠

(56)参考文献 特開2003-346055(JP, A)  
特開2004-356816(JP, A)  
特開2006-244474(JP, A)  
特開2002-041467(JP, A)  
特開2003-337802(JP, A)  
特開2001-282625(JP, A)  
特開2002-245006(JP, A)  
特開平11-259733(JP, A)  
特開平03-154137(JP, A)  
米国特許第07356837(US, B1)  
Martin Goldack, Lesson learned: From MS Passport to CardSpace, 2006年 7月 9日  
, p.1-13, internet:[http://nds.hgi.rub.de/lehre/seminar/SS06/Goldack\\_PassportCardSpace.pdf](http://nds.hgi.rub.de/lehre/seminar/SS06/Goldack_PassportCardSpace.pdf)(検索日2012年12月13日)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G 06 F 21